

平成21年度

建設業年末年始労働災害防止強調期間実施要領

平成21年12月1日～平成22年1月15日

◆主唱：建設業労働災害防止協会 後援：厚生労働省・国土交通省

無事故の歳末
明るくい正月

建設業年末年始
労働災害防止強調期間

2009年 2010年
12/1～1/15



建設業労働災害防止協会

+

無事故の歳末 明るくい正月

森下 千里



建設業労働災害防止協会

会長メッセージ

平成21年度の建設業年末年始労働災害防止強調期間を迎えるにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

建設業における労働災害は、長期にわたって減少を続けており、特に死亡災害につきましては本年9月7日現在、過去最少となった昨年の同時期より、さらに33人減少し212人（速報値）となっております。

これも、会員の皆様をはじめ関係者の方々による不断のご努力の賜と感謝申し上げます。

当協会といたしましては、今後とも「人命尊重」の基本理念のもと、労働災害の更なる減少に向けて、各種事業を積極的に実施してまいる決意でありますので、関係各位の引き続きのご協力をお願い申し上げます。

さて、これから迎える年末年始には、工事が輻輳することもあるとあって、労働災害の多発が危惧されるところであります。

このため当協会では、毎年、12月1日から1月15日までの期間を「建設業年末年始労働災害防止強調期間」と定め、この期間中の労働災害防止活動の積極的な推進を図ることとしており、今般、年末年始労働災害防止強調期間の実施要領を作成いたしました。

会員各位におかれましては、これを参考に企業の実態に即した実施計画を作成し、店社と作業所が一体となって効果的な労働災害防止活動を展開されますようお願いいたします。

ところで、本年度4月に改正石綿障害予防規則が施行され、建築物等の解体・改修作業等における石綿ばく露防止対策の一層の充実が求められています。また、6月には改正労働安全衛生規則が施行され、足場等からの墜落および物体の落下による労働災害防止対策の徹底が必要となっております。

当協会はこれらに対応するため本部では、「石綿取扱い作業従事者特別教育講師養成講座」、「足場の組立て等作業主任者能力向上教育」および「施工管理者等のための足場点検実務者研修講師養成講座」を実施し、また、各支部では、「石綿取扱い作業従事者特別教育」、「足場の組立て等作業主任者能力向上教育」および「施工管理者等のための足場点検実務者研修」を積極的に実施しているところであります。

建設業界は、依然として厳しい環境下にあります。いかなる状況にあっても、労働災害はあってはならないものであります。会員各位におかれましては、今回の安衛則改正に伴う、足場等からの墜落等による労働災害防止対策の徹底を図るとともに、経営トップの明確な安全衛生方針のもと、「リスクアセスメント」の実施ならびにこれを効果的に運用する「建設業労働安全衛生マネジメントシステム（コスモス）」を導入・実施するなど、計画的・継続的な安全衛生管理活動の一層の推進に努められますようお願い申し上げます。

明るく新年を無事故で迎えられるよう祈念しご挨拶とさせていただきます。

平成21年11月

建設業労働災害防止協会

会 長 錢 高 一 善

I 趣 旨

年末年始には、工事の輻輳化等により、労働災害が多発する傾向にある。したがって、これに対処するため、建設業労働災害防止協会の主唱、厚生労働省・国土交通省の後援により、本年12月1日から平成22年1月15日までを「建設業年末年始労働災害防止強調期間」と定め、「無事故の歳末 明るい正月」のスローガンのもとに、労働災害防止の徹底を図るための運動を展開するものとする。

このため、本期間を契機として、経営トップをはじめ関係者は、安全衛生水準の一層の向上を目指し、店社と作業所との緊密な連携のもとに効果的な安全衛生管理活動を実施するものとする。

特に、労働災害のより一層の減少を図るためには、リスクアセスメントの実施並びに「計画・実施・評価・改善」のいわゆるPDCAサイクルによる安全衛生水準の向上を図ることが重要であることから、引き続き「建設業労働安全衛生マネジメントシステム（コスモス）」の推進を図るものとする。

II スローガン

「無事故の歳末 明るい正月」

III 会員が実施する事項

年末年始に発生する労働災害の要因として、工事の輻輳化、厳しい工程による休日労働や時間外労働による疲労、作業手順を省略した不安全行動、機械設備等の安全点検の不足等の安全衛生管理の不徹底がある。また、休暇後の年始に安全作業の体制が整わないことなども考えられる。

したがって「施工管理体制の強化」、「作業員の健康状態の把握と適正な配置」等を行い、無理な作業の排除に努め、さらに休憩設備等職場環境を整備し、次の重点事項を基本にして、店社及び作業所の実態に即した項目を選定して実施計画を作成し、店社と作業所が一体となって積極的に展開するものとする。

また、労働災害防止の実効を図るため、リスクアセスメントを確実に実施するものとする。

IV 重点事項

重点事項は、次のとおりとする。なお、実施にあたっては、「建設業労働災害防止規程」及び「平成21年度建設業労働災害防止実施計画」に定める「建設現場における主要災害防止の具体的対策（P10～32）」等を活用する。

（※「建設業労働災害防止規程」及び「平成21年度建設業労働災害防止実施計画」は、当協会ホームページ（<http://www.kensaibou.or.jp/>）でご覧いただけます）

1. 経営首脳者等による特別安全パトロールの実施
2. 作業所閉所中における保安対策の確立（注）
3. 三大災害（墜落・転落災害、建設機械・クレーン等災害、倒壊・崩壊災害）防止対策の徹底
4. 解体・改修工事の災害防止対策の徹底
5. 交通労働災害防止対策の徹底
6. 火災・爆発等災害の防止対策の徹底
7. 不安全行動による災害防止対策の徹底
8. 公衆災害防止対策の徹底
9. 積雪・雪崩災害防止対策の徹底
10. 酸素欠乏症等防止対策の徹底
11. 有機溶剤中毒予防対策の徹底
12. 一酸化炭素中毒防止対策の徹底
13. 石綿障害予防規則の徹底
14. 健康管理の徹底

（注）（1）年末年始休暇中の緊急連絡体制の確立 （2）ガードマン等による現場巡回の実施 （3）第三者の立入禁止措置の徹底